

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：登米市指定棚田地域振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

津山町沢田地区の棚田（範囲については、別添1のとおり）

2 指定棚田地域振興活動の目標

（1）棚田等の保全

○耕作放棄の防止・削減

- ・令和7年3月までに、棚田における耕作面積を5.3haから5.8haに増加させる。
- ・令和7年3月までに棚田における耕作道の幅を、小型作業機械が通れる幅から中型農作業機械が通れる幅に（延長300m）広げる整備を行う。

○生産性・付加価値の向上

- ・令和7年3月までに、すべての販売作物作付農用地に鳥獣被害対策として電気柵の設置などを講じ、生産性向上を図る。
- ・水田機能は維持しつつ、転作によるトウモロコシ等の高付加価値型作物の作付けを促進し、令和7年3月までに、棚田における耕作面積の45%を目指す（令和4年12月現在40%）。

（2）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

○農産物の供給の促進

- ・棚田を活用したトウモロコシ等の農作物の販売額を令和7年3月までに令和4年度より10%増加させる（令和4年12月現在375,900円）。

○自然環境の保全・活用

- ・棚田で生産するトウモロコシの栽培にあたり、化学肥料や化学合成農薬について、宮城県の慣行栽培とされている使用量（化学肥料施用量26kg/10a、化学合成農薬有効成分数8成分）から令和7年3月までに3割以上低減させ、環境保全型の農業に取り組む。
- ・令和7年3月までに棚田における鳥獣被害による被害額を5割減少させる（令和3年度被害額355,000円）。

○良好な景観の形成

- ・令和7年3月までに維持管理することとしている棚田のうち0.3haで年

1 回ヒマワリ等良好な景観に寄与する作物を植栽する。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

- 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
 - ・棚田を利用した体験農園を年1回以上開催し、都市部から令和7年3月までに延べ30人以上の参加者をめざす。
 - ・江戸時代から邑を成した家の集まりとなる「屋敷」跡の一つである「日照屋敷」の跡を、沢田地区の棚田の原点として次世代へ繋ぐため維持管理に取り組む。

3 計画期間

認定の月～令和7年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

①棚田等の保全

○耕作放棄の防止・削減

- ・法面農地等の草刈り、畦畔の維持補修、耕作道の整備を行い、耕作放棄農地の発生を抑制する。

○生産性・付加価値の向上

- ・鳥獣被害対策として電気柵を設置するとともに、登米市鳥獣被害対策実施隊の協力を得て、わなを設置・捕獲することで、有害鳥獣による農作物被害を防止し、水田機能は維持しつつ、転作によるトウモロコシ等の高付加価値型作物の生産性向上を図る。

②棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

○農産物の供給の促進

- ・地元JAの店舗等でトウモロコシの加工・直販等を行い、農作物の販売額を増加させる。

○自然環境の保全・活用

- ・JA担当職員等の指導を受け、化学肥料、化学合成農薬の使用量を低減させる。
- ・沢田集落協定構成員で柵の設置や見回り・点検等の維持管理などを行い、鳥獣被害面積を減少させる。

○良好な景観の形成

- ・ヒマワリ等良好な景観に寄与する作物を植栽するとともに、法面への梅、

桜の木の植栽を行う。

③棚田を核とした棚田地域の振興

- 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
 - ・援農ボランティアとの交流を継続するとともに、トウモロコシの苗植えや収穫等の時期に合わせて体験農園を開催する。
 - ・棚田付近に看板を設置するなど関係者の受入体制を整備する。
 - ・「日照屋敷」跡について、地域住民とともに維持管理を行う。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会とし、同協議会の構成員でない団体又は個人は、協議会の活動を支援することができる。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

登米市指定棚田地域振興協議会は、沢田集落協定、地域住民、宮城県、登米市等で構成する。

参加者の名称又は氏名については、下記のとおり。

番号	協議会に参加する者	役職等
1	沢田集落協定代表者	会長
2	沢田集落協定副代表者	副会長
3	沢田集落協定事務局	
4	津山町西下在行政区長	
5	津山町西下在行政区婦人代表	
6	宮城県東部地方振興事務所登米地域事務所 農業農村整備部	
7	宮城県東部地方振興事務所登米地域事務所 農業振興部	
8	登米市鳥獣被害対策実施隊	
9	新みやぎ農業協同組合志津川営農経済センター	
10	登米市農林振興課	

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項
なし